

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画（8回目）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

2019年4月1日～2021年3月31日（2年間）

2 内容

目標① 計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上にする。

【男性社員】取得率10%以上（育児休業取得者÷配偶者が出産した従業員数）

【女性社員】取得率90%以上（育児休業取得者÷出産した女性従業員数）

対 策：育児休業取得率の向上に向け、制度の周知

※2019年4月～ポスター作成・周知

※2019年6月 育休を取得した男性社員と、その上司にインタビュー

※2019年8月～院内回覧

目標② 事業所内保育施設を設置し、利用周知を図る

対 策 ※2019年8月31日 保育施設完成予定

※2019年 8月～募集ポスター作成・周知

※2019年10月1日 開園予定

目標③ 年次有給休暇が10日以上ある有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間6日以上にする。

対 策 ※1年に1回連続3日以上取得の推進

※夏季休暇取得の推進

※誕生日月有休取得の推進

2019年4月～上記に関するポスター作成・周知

3 周知

平成31年4月1日 公表・告知